

第1部 総論

第1章 計画の概要

1 計画の背景

① 国の施策の概要と動向

国では、平成 14 (2002) 年に、平成 15 (2003) 年度から平成 24 (2012) 年度までの 10 年間を計画期間とする『障害者基本計画(以下、基本計画という)』を策定し、併せて、基本計画の着実な推進のため、前期 5 年間に実施すべき諸施策については特に『重点施策実施 5 か年計画』を策定し、法制度の改正(この 5 年間に障害者基本法の改正、発達障害者支援法の制定、障害者の雇用の促進等に関する法律の改正、障害者自立支援法の制定、特別支援学校の制度化等を行うための学校教育法の改正、障害者の教育に係わる支援を盛り込んだ教育基本法の改正、バリアフリー化の促進等を内容とする高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の制定等)を行うことにより、①障害者のライフサイクルの全段階を通じた総合的な利用者本位の支援を行うこと。②IT(情報通信技術)の活用等により障害者への情報提供の充実を図ること。③障害者の権利条約の可能な限り早期の締結を目指し必要な法令の整備を図ること(ちなみに、わが国は平成 19 (2007) 年 9 月に署名)等を前期の重点項目としています。

さらに、平成 20 (2008) 年度からの後期 5 年間に取り組むべき重点的な課題として、①啓発・広報、②生活支援、③生活環境、④教育・育成、⑤雇用・就業、⑥保健・医療、⑦情報・コミュニケーション、⑧国際協力等を挙げ、全体で 120 の施策と 57 の数値目標及び達成期間を定め、障害者の自立と共生の理念に基づく共生社会の実現を図るとしています。

ところで、この基本計画の期間中に成立した障害者自立支援法(平成 18 (2006) 年 4 月施行、平成 18 年法律第 94 号で一部改正)は、障害者が有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な支援を行い、その福祉の増進を図るとした障害者福祉の新しい理念を柱とし、従来の支援費制度に変わる大規模な改革が行われました。そのため、当初は地域における自立支援のあり方が問われる等、利用する障害者も地方行政の担当者の間にも多大な戸惑いや混乱が見られました。しかし、国は、従来の福祉 3 法(身体障害者福祉法、知的障害者福祉

法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律)に加え、障害者福祉サービスの一元化を図ること、障害者が安心して働ける社会を築くこと、地域の限られた資源を活用できるよう規制緩和を図ること、公平なサービス利用のための手続きや基準の透明化・明確化を推進すること、増大する福祉サービス等の費用を国民皆で負担し、支え合う仕組みの強化等の重点課題を挙げその実現を目指すとしています。

この障害者自立支援法が都道府県市町村の行政に求めている点は、まず障害福祉計画の策定を義務づけていることです。しかも、この計画では都道府県・市町村が既存の社会資源を把握し、障害福祉サービスや相談支援事業の体制をどのように築くかが重要な課題であるとし、これらを障害者福祉計画(プラン)に盛り込み、障害者のニーズを把握し、それぞれの地域の実情に合った施策について、数値目標を設定する等計画的に推進することを期待しています。

このような国の方針に基づいて、各都道府県及び市町村はそれぞれ『障害者福祉計画』、『障害者プラン』の策定を行っています。

② 埼玉県の施策の概要と動向

埼玉県では、平成 10(1998)年 3 月『彩の国障害者プラン ～バリアフリー社会をめざして～』を策定し、ノーマライゼーションの理念の実現にむけて障害者福祉施策を総合的に進めてきました。その後、国では「その人らしい自立した生活が送れることを目指し、社会福祉基礎構造改革と社会福祉事業法の改正及び介護保険制度を実施したこと(平成 12(2000)年)」等により、障害者福祉施策の枠組みの大改革を行いました。このような制度改革の動きに合わせ、県では平成 15(2003)年 3 月に『彩の国障害者プラン 21 ～共に学び共にくらす社会をめざして～』を策定しています。このプランは、障害者基本法第 9 条第 2 項の「都道府県障害者計画の策定」に基づいた埼玉県障害者福祉計画であり、平成 15(2003)年から平成 19(2007)年までの 5 か年の計画を示しています。

その後、平成 15(2003)年度から支援費制度が施行されたこと、また平成 17(2005)年度には障害者自立支援法が成立したことにより、平成 18(2006)年度を初年度とし、新たな目標値を定めた「障害福祉計画」の策定が求められたことから、先の『彩の国障害者プラン 21』を見直し、平成 19(2007)年 3 月に『埼玉県障害者支援計画～共に学び、働き、チャンスあふれた社会をめざして～』を策定しています。なお、この計画は平成 18(2006)年度から平成 20(2008)年度までの 3 か年計画とし、こ

の間に県の障害者福祉施策の一層の推進を図ること、障害者が地域の中で共に生活できる「共生社会」の実現を目指すこと、障害者福祉施策の総合的な推進を図ること等を内容として策定されています。

③ 入間市の施策と動向

入間市では、まず平成 2 年度に障害者福祉審議会が設置されています。そこでは、今後の入間市における障害者福祉施策について長期的な視野に立った『入間市障害者福祉ビジョン』を策定しています（平成 5（1993）年 3 月）。また、『第 4 次入間市総合振興計画』が平成 7（1995）年度からスタートしたことを受け、1. 障害者を含む全市民の自由な生活の実現をめざすこと、2. 障害者の自立の促進を図ること、3. 地域社会におけるより豊かな人間形成をめざすこと等、3 点を基本理念とした『入間市障害者福祉計画』を策定しています（平成 11（1999）年 3 月）。そこでは障害者の自由と権利、市民一人ひとりの福祉の向上と 21 世紀に向けた障害者福祉施策が将来にわたり一層の充実を図ることを主要な内容としています。次に、この入間市障害者福祉計画の最終年度が、平成 14（2002）年度となっていることから、その後 5 年間（平成 15（2003）年度～平成 19（2007）年度）に進めるべき障害者福祉施策の概要を示したのが、『入間市障害者プラン』（平成 15（2003）年 4 月）です。ここでは、平成 19（2007）年度末までの施策の概要と市民による意識調査の結果が示されています。

次に、入間市でも障害者自立支援法の成立に伴い国及び県の『新障害者プラン』の計画期間に合わせ、平成 18（2006）年度から平成 23（2011）年度までの期間を視野に入れ、そのうち平成 18（2006）年度から平成 20（2008）年度までの 3 か年を障害者福祉計画第 1 期とし、『入間市障害福祉計画（平成 19（2007）年 3 月）』を策定しています。さらに、平成 21（2009）年度から平成 23（2011）年度までの 3 か年を障害者福祉計画第 2 期とし、この期間中に取り組むべき施策の概要と数値目標を示したのが今回策定した『入間市障害者福祉プラン 一絆と連帯一』です。この策定にあたっては、『第 5 次入間市総合振興計画（平成 19 年度～平成 28 年度） 一茶の都いるま一』（平成 19（2007）年 4 月）のまちづくりの基本理念を踏まえ、策定されています。

④ 障害者福祉を取り巻く社会的背景

わが国の障害福祉を取り巻く社会的背景として欠かすことのできない点とえば、まず障害者基本計画による新しい取り組みが開始されていることです。その計画内容は、大変複雑ですが主要な点を要約すると、以下の通りになります。

第1に、平成5(1993)年から5年間を想定して、『障害者対策に関する新長期計画』が策定されていること。その詳細は、①障害者の主体性・自主性の確立、②平等な社会づくり、③市民参加によるノーマライゼーションの実現、④すべての人々に住みやすい社会づくり、⑤障害者の障害の重度化、重複化や高齢化への対応等です。

第2に、平成8(1996)年から『障害者プラン ～ノーマライゼーション7か年戦略～』を策定し、その具体化と実践を目指したことです。

第3に、平成15(2003)年度からの『障害者基本計画』が策定されたことです。これは、平成24(2012)年までの10年間に障害者の人格と個性を尊重し、支え合う共生社会の実現を目指していることです。

また、教育の面では、平成6(1994)年に開かれた特別なニーズ教育に関する世界会議におけるユネスコの「サラマンカ声明」により提唱された「障害の有無にかかわらず、万人のための教育が必要」という考え方をもとに、インクルージョン教育が世界的な潮流となっています。

以上のような障害者福祉施策を取り巻く社会的背景を真摯に受け止め、私たちの入間市でも障害を持つ方々のくらしと健康が守られ、人格と個性が尊重され、共に支え合える「共生社会」の実現を目指すことが、当面の重要な課題です。

2 計画の目的

ここに策定した『入間市障害者福祉プラン ―絆と連帯―』は、平成15(2003)年4月に策定した入間市障害者基本計画である『入間市障害者プラン ―ささえあう元気な入間―』と平成19(2007)年3月に策定した『入間市障害福祉計画』の内容を一本化し、個々の施策について、まとめたものです。計画年度は、障害福祉計画第2期にあたる平成21(2009)年度から平成23(2011)年度までの3か年間に実施すべき諸施策の概要とその数値目標・サービスの見込量を示したものです。

なお、個々の施策の推進にあたり、基本的な考え方は前述の入間市障害者プランで

述べている通り「常に障害者のどのようなニーズにも対応でき、その自立を支援するためキメ細かい配慮で、しかも行き届いた施策を進めること」です。

ところで、新たに入間市障害者福祉プラン（障害者福祉計画）を策定する目的は、前述の「計画の背景」で指摘した点を踏まえ3点に要約することができます。それは第1に、障害者自立支援法の施行に伴い、国が市町村に対し障害福祉計画の策定を義務づけていることを受けて、策定したこと。第2に、これまで取り組んできた入間市における障害者福祉施策に対する基本的な考え方である「市民一人ひとりの自由な生活の実現をめざすこと」、「障害者の自立の促進を図ること」、「地域社会におけるより豊かな人間関係の形成をめざす」等に基づき、さらに今後予想される障害者を取り巻く社会環境の変化に十分対応できる内容の障害者福祉サービスの充実に向け、その施策を積極的に推進し、より発展させるための具体的な実施計画として策定したものです。第3に、障害者福祉のあるべき姿を入間市の実態に即して把握し、障害者を含む全ての市民にとってより豊かで、住みやすい社会の実現に向け、市民一人ひとりの理解と協力により計画が推進できる体制づくりを目指しています。

以上の目的を確実に達成させるために、平成19（2007）年4月に策定された『第5次入間市総合振興計画』の基本構想の理念を踏まえつつ、市民一人ひとりの参加によって障害者福祉の向上を目指し、ここに『入間市障害者福祉プラン（障害者福祉計画）－絆と連帯－』を策定したものです。

3 計画の法的位置付け

本プランは、障害者基本法第9条第3項及び障害者自立支援法第88条の規定に基づき、国の障害者基本計画及び埼玉県の彩の国障害者プラン21、埼玉県障害者支援計画を基本とし、さらに第5次入間市総合振興計画・基本構想の理念、施策の大綱である「豊かな心ふれあいまち、幸せをわかちあいまち、住みよく美しいまち、活気あふれるまち、安全で安心してらせるまち、緑につつまれたまち」等との整合性を持たせて策定したものです。なお、平成15（2003）年4月に開始された支援費制度の基本理念（自己決定・利用者本位）との整合性についても十分配慮し策定しました。

4 計画の基本理念

ここに策定した『入間市障害者福祉プラン ー絆と連帯ー(障害福祉計画第2期)』の理念は、計画の法的位置付けでも述べているように国の「基本計画」、「障害者基本法や障害者自立支援法等の法律」、「指針や基準」、埼玉県の「彩の国障害者プラン 21 や障害者支援計画」及び入間市の「第5次入間市総合振興計画、入間市地域福祉計画、入間市障害者プラン、入間市障害福祉計画」等の理念を踏まえつつ、障害者の自立と社会参加を基本とし、しなやかで（やさしくて美しい）、潤いのあるまちづくりを目指します。具体的には、『入間市障害者プラン ーささえあう元気な入間ー』の基本的理念を堅持するとともに、時代の変化に対応させるため、新たに4点を加え、次のとおりとしました。

『入間市障害者福祉プラン ー絆と連帯ー』の基本理念

- 1 障害のある人も、ない人も、すべての市民の協力によって、潤いと活力のある自由な生活が営める地域社会を築くことをめざします。自由な生活とは「人間性の尊重と人権の保障」が守られることであり、地域の生活は、これを保障する場として重要な意味を持つということです。
- 2 障害者福祉施策の推進にあたっては、障害者の社会参加と自立を援助することを基本とし、地域社会の中で安心した生活が送れるよう在宅福祉サービス（生活支援）を総合的に推進します。
- 3 すべての市民が、家庭や地域社会において、より良い人間関係を形成し、ともに生活し、また活動していく地域社会の構築をめざします。
- 4 市民一人ひとりが、その持てる能力や可能性が発揮しやすいまち、自分らしい生き方が家族や地域社会の人たちとの協力で築くことの可能なまちづくりを目指します。すなわち、市民一人ひとりの間にある強い絆と連帯により、豊かで住みやすいまちづくりをめざすことにより、共生社会の実現に努めます。
- 5 障害者の自己決定と自己選択を最大限尊重し合うまちづくりをめざします。具体的には、ノーマライゼーションの理念を基本とした、障害者の自立と社会参加の実現に向けた障害者福祉サービスの提供基盤の整備について、積極的に取り組みます。
- 6 在宅支援や就労支援等に関する個々の課題について、障害者福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業等によるサービス提供基盤を明確にし、NPO法人等によるインフォーマルサービスの提供を積極的に受け入れ、官民一体となり障害者の「自立と社会参加」の促進を図ります。
- 7 ノーマライゼーションの理念に基づく教育の推進のために、学校において「心のバリアフリー」や「社会の中で自立できる自信と力」を育む教育の推進に努めます。

5 計画期間

このプランは、平成 19（2007）年 3 月に策定した『入間市障害福祉計画』の計画期間のうち障害福祉計画第 2 期にあたる平成 21（2009）年度から平成 23（2011）年度までの 3 か年の『入間市障害者福祉プラン 一絆と連帯一（障害福祉計画）』を示したものです。また、平成 24（2012）年度から平成 26（2014）年度までの 3 か年を計画期間とした次期プランの策定に向けて、平成 23（2011）年度においてこのプランの見直しを行います。

計画の期間

H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
見直し 第 1 期（前回）			見直し 第 2 期（今回）		

6 計画の推進体制

ここに策定した『入間市障害者福祉プラン 一絆と連帯一』は、基本的には障害者の自立と社会参加を積極的に進めるための指針を示したものです。この場合、障害者とは「障害のあるすべての市民が対象」であり、子どもから高齢者までが対象になります。従って、サービスの内容も教育・保育・就労・在宅支援・医療・保健等多岐に及ぶため、庁内の関係部局、市内の関係機関、関係者との連携により推進します。

また、このプランは障害者福祉審議会において慎重な審議を重ね作成されましたが、このプランの進捗状況を毎年度「入間市障害者福祉審議会」に報告することとします。

なお、このプランでは、主として行政としての取り組みを示していますが、入間市民である私たちの『心のバリアー』がなくなり、助けあい、支えあい『共に生きる』まち、入間市が実現した時、真の意味での『障害者の自立』が実現すると思います。このプランがそのためのガイドになることを願っています。

第2章 入間市における障害者等の現況及び将来推計

1 身体障害者

身体障害者手帳の所持者数は、平成 19 年度末で、3,681 人となっています。過去 5 年間では、平均 2.6%の伸びを示しており、平成 23 年度末には 4,093 人になることが予想されます。

障害の程度別に見た場合、1・2級の占める割合は平成 14 年度以降ほぼ半数（約 50%）となっており、2人に1人が重度障害者となっています。

また、障害種類別では、肢体不自由が 55.1%で最も多く、次いで内部障害（心臓障害、じん臓障害、呼吸器障害、ぼうこう・直腸障害、小腸障害、免疫機能障害）28.0%、聴覚障害 8.2%、視覚障害 7.5%、言語障害 1.2%の順になっています。

（表－1・2参照）

表－1 身体障害者手帳所持数の推移（障害程度別） 各年度末 単位：人

等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	総数
14年度	1,051	571	511	658	244	197	3,232
15年度	1,123	574	523	696	239	191	3,346
16年度	1,152	600	515	717	243	191	3,418
17年度	1,165	622	518	748	250	187	3,490
18年度	1,202	638	523	791	252	197	3,603
19年度	1,224	647	529	837	249	195	3,681
23年度推計	1,380	713	542	1,012	252	194	4,093

表－2 身体障害者手帳所持数の推移（障害種類別） 各年度末 単位：人

障害種類	視覚	聴覚・平衡	音声・言語・そしゃく	肢体不自由	内部	総数
14年度	266	277	36	1,804	849	3,232
15年度	273	279	39	1,837	918	3,346
16年度	272	287	38	1,897	924	3,418
17年度	277	288	42	1,930	953	3,490
18年度	276	299	43	1,972	1,013	3,603
19年度	275	305	43	2,029	1,029	3,681
23年度推計	283	329	50	2,229	1,202	4,093

2 知的障害者

療育手帳の所持者数は、平成 19 年度末で 610 人となっています。過去 5 年間では平均して 4 %を超える伸びを示しており、平成 23 年度末には 729 人になることが予想されます。

障害の程度別に見た場合、㊤（最重度）・A（重度）の重度者の占める割合は 50%を超えており、半数以上が重度障害者となっています。

また、療育手帳所持者のうち、18 歳未満の人数はここ数年減少傾向にあり、18 歳以上の方が占める割合が増加しています。（表－3 参照）

表－3 療育手帳所持者数の推移（障害程度別・年齢別） 各年度末 単位：人

障害程度	㊤	A	B	C	総数	18 歳未満	18 歳以上
14 年度	123	142	157	74	496	144	352
15 年度	132	150	162	77	521	151	370
16 年度	133	160	167	92	552	163	389
17 年度	140	166	167	97	570	158	412
18 年度	149	166	170	106	591	156	435
19 年度	150	172	172	116	610	153	457
23 年度推計	176	201	185	167	729	162	567

3 精神障害者

精神障害者の通院医療については、平成 18 年 4 月から、それまで精神保健福祉法に基づく通院医療費公費負担制度であったものが、障害者自立支援法に基づく自立支援医療制度に移行しました。現在の自立支援医療制度においても、これまで同様、対象者は増加傾向にあり、平成 23 年度末には 1,484 人になることが予想されます。

また、保健福祉手帳の所持者数は、平成 19 年度末で 490 人となっており、今後も引き続き増加することが見込まれ、平成 23 年度末には 785 人に増加することが予想されます。（表－4 参照）

表－4 精神障害者数の推移

各年度末 単位：人

区分	通院医療	保健福祉手帳			
		1 級	2 級	3 級	総数
14 年度	969	22	141	54	217
15 年度	1,128	27	194	61	282
16 年度	1,261	37	231	79	347
17 年度	1,385	38	262	98	404
18 年度	1,253	40	273	128	441
19 年度	1,285	44	298	148	490
23 年度推計	1,484	59	386	340	785

4 難病患者

特定疾患医療給付の受給者数は、毎年対象となる病名が追加されていることなどから、平成 15 年度末の 668 人が、平成 19 年度末には 800 人になるなど、大幅に増加しています。

また、小児慢性特定疾患医療給付の受給者数については、制度改正が行われたため平成 17 年度に大きく減少したものの、その後は毎年増加しています。（表－5 参照）

表－5 難病患者数の推移

各年度末 単位：人

区分	特定疾患	小児慢性 特定疾患	合計
15年度	668	207	875
16年度	679	207	886
17年度	718	121	839
18年度	753	139	892
19年度	800	142	942
23年度推計	959	197	1,156

第3章 障害者福祉の基本方針及び施策の推進

1 基本方針

1 社会啓発と権利擁護

(1) こころのバリアフリーと障害者の権利擁護。

障害者に対する偏見や差別をなくすために、交流活動によって理解の促進を図るなど、こころのバリアフリーに資する社会啓発を行います。また合わせて、障害者とその障害を理由にして不利益な扱いを受けることのないよう、その権利を擁護する施策を進めます。

2 社会参加の促進

(1) 障害者のライフステージや障害特性にあわせた合理的な配慮による自立支援。

障害者の社会参加を促進するために、その年齢や社会・生活環境、障害特性などに応じ、必要な配慮に基づく自立支援を進めます。

(2) 障害者にも優しいユニバーサルな視点による街づくり。

障害者はもちろんのこと、高齢者や子ども、子育て世帯などにも使いやすく住み良い街づくりを目指します。

3 地域生活の促進

(1) 安心して地域生活を継続できる施策の推進。

障害者が住み慣れた地域で安心して生活を続け、自己実現を図ることのできる施策を生活者の視点に基づき整備します。

4 共に学び共に育つ教育の推進

(1) ノーマライゼーションの理念に基づく教育の推進。

共生社会の実現のため、住んでいる地域において子どもたちから共に学び共に育つ教育を目指します。

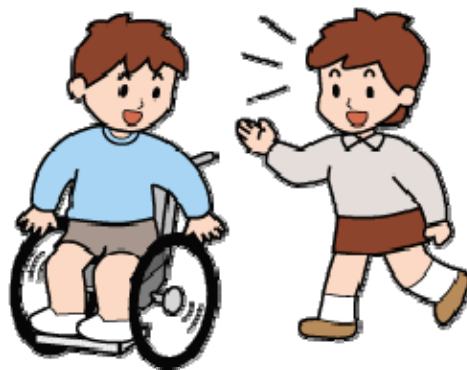
5 多様な障害者への包括的な支援

(1) 医療、教育、福祉の連携による総合的な支援。

従来の縦割り行政への反省をふまえ、医療、保健、福祉、教育などがお互いに連携を図り、総合的な視点から障害者への切れ目のない包括的な支援を目指します。

(2) 身体・知的・精神の3障害のほか、発達障害や難病など社会的な支援を必要とするすべての人たちを可能な限り包括する。

本計画においては、身体・知的・精神のいわゆる3障害のほか、発達障害や難病、慢性疾患など、社会的支援が必要な人たちを可能な限り対象として各施策の推進を図ります。



2 重点課題への取り組み

- 1 相談支援事業・就労支援事業の確立・充実
 - (1) 相談支援事業やケアマネジメント体制の確立による、障害福祉サービス利用に資する個別支援の拡充。
 - (2) 就労支援事業による求職支援、就労継続支援体制の確立。
- 2 自立支援協議会と地域生活支援事業の充実
 - (1) 自立支援協議会による地域の福祉的ニーズの発掘と政策提案。
 - (2) 地域生活支援事業の改善と開発。
- 3 こころのバリアフリーと権利擁護の推進
 - (1) 交流・啓発事業の推進と、障害者の権利擁護と差別禁止のための取り組み。
- 4 社会参加と地域生活を支える支援体制の整備
 - (1) 既存施設のバリアフリー化等、福祉の街づくりによる社会参加の促進。
 - (2) 地域活動支援センター、日中一時支援等、障害者の日中活動の場（居場所）づくり。
 - (3) 障害者の地域生活を保障するグループホーム、ケアホーム、生活サポート事業の支援。
 - (4) ピアサポートやセルフヘルプグループ、NPO活動等、地域にひらかれた民間活動を支援する施策の推進。
- 5 ノーマライゼーションの理念に基づく教育の推進
 - (1) ノーマライゼーションの理念に基づき、学校施設のバリアフリー化、教職員の人的な確保と研修体制の確立。
 - (2) 障害のある幼児、児童生徒及びその保護者の意向を十分に尊重した教育相談、就学支援の実施。
 - (3) 幼児及び児童生徒が「心のバリアフリー」と「社会で自立できる自信と力」を育む教育の推進。
 - (4) 幼児及び児童生徒の障害特性に合わせた特別支援教育の推進。

第2部 各論

第1章 施策の体系

1 保健・医療の充実	(1) 保健サービスの充実	①乳幼児の保健サービスの充実 ②成人の保健サービスの充実
	(2) 医療サービスの充実	①医療費助成制度の充実 ②医療体制の充実
2 保育・教育の充実	(1) 就学前保育の充実	①障害児の保育・療育の充実
	(2) 学校教育の充実	①施設・設備の充実 ②支援体制の充実 ③ノーマライゼーションの理念に基づく教育の推進
	(3) 生涯学習の充実	①学習推進体制の充実 ②学習施設の整備
3 雇用・就労の促進	(1) 雇用の促進	①障害者雇用機会の拡大 ②職業紹介の促進
	(2) 就労の促進	①障害者の職業的自立の促進
4 生活環境の整備	(1) 生活場面の整備	①福祉のまちづくりの推進 ②住宅環境の整備 ③道路環境の整備
	(2) 移動手段の充実	①交通機関利用の促進
	(3) 緊急時体制の整備	①緊急時対応の整備
5 社会参加の促進	(1) 交流事業の促進	①交流事業の充実 ②障害者団体の支援
	(2) 地域ボランティア活動の推進	①ボランティア活動の推進
	(3) 社会参加の推進	①社会参加の推進
	(4) 権利擁護の推進	①権利擁護の推進
6 福祉サービスの充実	(1) 障害福祉サービスの充実	①指定障害福祉サービスの実施 ②地域生活支援事業の充実
	(2) その他のサービスの充実	①その他のサービスの充実
7 スポーツ・レクリエーション及び文化活動の推進	(1) スポーツ・レクリエーション活動の支援	①スポーツ・レクリエーション活動の支援
	(2) 文化活動の支援	①文化活動の支援
8 広報・啓発活動の充実	(1) 広報・啓発活動の充実	①広報・啓発活動の充実
9 計画の推進体制	(1) 庁内推進体制の整備	①職員の意識の向上
	(2) 福祉マンパワーの充実	①福祉専門職員の充実

第2章 個別課題に対する施策

1 保健・医療の充実

障害者の中には、引き続き治療や訓練を受けながら生活している方、在宅で保健・医療面での援助を必要としている方も多く、こうしたニーズに対応した保健・医療施策及び障害の程度に合ったリハビリテーションの実施やその体制の充実を図ることが望まれます。

そこで、重度心身障害者の医療費助成、リハビリテーション相談の実施などを始めとするさまざまな取り組みを行い、支援の充実を図ります。

また、成人を対象とする各種健(検)診について、障害者にも受診しやすい環境を整備するとともに、健康教育を充実します。障害などの早期発見・早期対応のために、乳幼児についても健康診査を実施し、さらに発育や発達に遅れのある児とその家族については、それぞれの課題に応じた専門職による相談や各種教室を開催し、子育て支援を行います。

さらに、生活習慣病予防事業として、各種教室を開催するとともに、健康増進機器による健康づくりの実践を図れるよう、環境づくりに努めます。

(1) 保健サービスの充実

①乳幼児の保健サービスの充実	1	子育て支援の充実
②成人の保健サービスの充実	2	生活習慣病予防事業の充実
	3	在宅障害者リハビリテーション等の充実

(2) 医療サービスの充実

①医療費助成制度の充実	4	重度心身障害者(児)医療費の助成
②医療体制の充実	5	障害者歯科診療の充実
	6	指定医・指定医療機関の拡充

施策の表の見かた

- ・現状欄の内容は、特に記載のない限り平成20年10月1日を基準としています。

施策名	1 子育て支援の充実
担当部所	親子支援課、児童福祉課
現 状	<p>集団指導としては両親学級、9 か月育児学級、すくすく教室、かるがもルームを、個別相談としては乳幼児相談、発育発達相談、母乳相談、子ども相談室を、訪問指導としては新生児・妊産婦・未熟児訪問指導を行っています。これらの相談・指導事業を通じて障害や虐待などの課題を早期に発見し、子どもの健やかな発育発達の支援に努めています。</p> <p>また、育児に対する不安や悩みごとに関する相談を、家庭児童相談室で行っています。さらに、土曜日の保育所を地域の4歳未満児とその親同士の交流の場、子育て相談の場(ひまわりひろば)として提供しています。</p>
目 標	<p>相談・指導事業の実施に際しては、専門職として保健師、歯科衛生士など正規職員のほか、医師、臨床心理士、言語聴覚士など随時スタッフを確保し、保護者からのさまざまな内容の相談に対応できるよう充実します。</p> <p>また、関係各課との連携を深め、保護者の育児不安等の解消及び育児に関する相談窓口の充実を図ります。さらに、親支援・きょうだい支援を含めた家族支援を行います。</p>

施策名	2 生活習慣病予防事業の充実
担当部所	健康管理課、健康福祉課
現 状	<p>健康福祉センターでは、疾病の早期発見や生活習慣病の予防を目的に、人間ドックを始めとした健康診断、各種がん検診等を、障害者にも受診しやすい環境を整備し、実施しています。</p> <p>また、生活習慣病などの健康に関する正しい知識を広め、健康に役立てるため生活習慣病予防教室、健康づくりのための運動教室等の健康教育を実施しています。</p> <p>さらに、心身の健康に関する個別の相談に応じる健康相談を実施し、必要な指導や助言を行っています。</p>
目 標	<p>各種健(検)診の受診環境を維持向上し、各種健(検)診結果に基づいた相談指導の促進に努めます。</p> <p>健康相談については、保健師、管理栄養士等の専門スタッフの連携を図ることにより、相談者のニーズに応じた情報の提供に努めます。</p> <p>さらに、各種教室の内容を充実するとともに、健康増進機器を健康福祉センターに備え、市民一人ひとりの健康づくりの実践が図れるよう、環境づくりに努めます。</p>

施策名	3 在宅障害者リハビリテーション等の充実
担当部所	健康福祉課
現 状	<p>健康福祉センターでは、障害や加齢により日常生活を行っていく上で困っている方の相談を保健師が受け、理学療法士、作業療法士により実施している「リハビリテーション相談」にて、在宅生活に視点をのこした指導を行っています。</p> <p>在宅精神障害者においては、グループ活動を通じて社会生活に慣れる場、仲間づくりなどを目的としてソーシャルクラブ等の地域リハビリテーション事業を実施しています。当事者だけでなく治療の協力者でもある家族を対象とした家族教室なども実施し、家族を含めた自立への支援を精神保健福祉士、保健師が行っています。</p>
目 標	<p>身体的な能力や生活能力の維持向上と共に、地域生活の充実と社会的自立を進めるためにリハビリテーション等の充実を図ります。</p>

施策名	4 重度心身障害者（児）医療費の助成
担当部所	障害福祉課
現 状	<p>重度心身障害者の医療費の助成に関する条例に基づき、重度心身障害者に対し医療費の一部を助成し、その生活の向上と福祉の増進を図っています。</p> <p>対象者</p> <p>(1)身体障害者手帳（1～3級）の交付を受けている方</p> <p>(2)療育手帳㊦・A・B の交付を受けている方</p> <p>(3)高齢者の医療の確保に関する法律で定める程度の障害の状態にある旨の認定を受けた65歳以上の方</p>
目 標	<p>重度心身障害者（児）の医療費の助成を継続し、経済的負担の軽減を図ります。</p>

施策名	5 障害者歯科診療の充実
担当部所	親子支援課、健康管理課、障害福祉課
現 状	<p>一般の歯科医院での治療が困難な障害者のために県立施設障害者歯科診療所で歯科診療を行っており、診療を受けるには、一般歯科医師等の紹介状と予約が必要です。</p>
目 標	<p>埼玉県障害者歯科治療ブロック別（県西ブロック）連絡調整会議等で障害者歯科治療等の情報を収集し、障害者への情報を提供していきます。</p>

施策名	6 指定医・指定医療機関の拡充
担当部所	障害福祉課
現 状	<p>身体障害者手帳の取得及び補装具の交付申請のためには、身体障害者福祉法第15条の指定医の診断書が必要です。また、更生医療・育成医療では、指定医療機関で治療等を行います。なお、重度の障害のため、医療機関等に行って診断を受けることが困難な場合、市で法指定医を派遣して身体障害者手帳の取得、補装具の交付等に利便を図っています。</p>
目 標	<p>身体障害者福祉法に基づく各種援護の適用が容易となるよう、指定医及び指定医療機関との連携の充実を図ります。また、指定医の増員を促進します。</p>



2 保育・教育の充実

ノーマライゼーションの理念に基づく教育を実現するためには、地域の中で、子どももの時期から「共に遊び、共に学び、共に育つ」ことが大切です。そして、障害の有無にかかわらず、幼児及び児童生徒が「心のバリアフリーと社会に自立できる自信と力」を育むことが肝要です。そのため、地域の保育所(園)、幼稚園において今後も受け入れを継続するとともに、併せて障害のある幼児及び児童生徒が自立できるように他の機関と連携していきます。また、子ども未来室を設置し、関係各課との連携も図ってまいります。

就学前の教育相談、就学相談においては、情報提供や本人及びその保護者の意向を十分に尊重し、就学支援を行い、諸条件の整備に努めます。

また、学校施設のバリアフリー化、発達障害支援員や介助員の配置と特別支援教育研修の充実を推進してまいります。

生涯学習の分野でも、障害者が各種教室、講座へ参加できるよう、情報の提供、相談体制を充実させるとともに、障害の有無にかかわらず、だれもが参加しやすい学習体制の整備を図ります。

(1) 就学前保育の充実

①障害児の保育・療育の充実	7	発達支援事業の充実
	8	統合保育の充実
	9	保育施設・設備の整備

(2) 学校教育の充実

①施設・設備の充実	10	学校施設・設備等の整備・充実
②支援体制の充実	11	特別支援教育情報の提供
	12	教育相談・就学支援体制の充実
	13	教職員の研修等の充実
	14	特別支援教育の充実
③ノーマライゼーションの理念に基づく教育の推進	15	交流及び共同学習の推進
	16	学校における福祉教育の充実

(3) 生涯学習の充実

①学習推進体制の充実	17	生涯学習情報の提供・相談体制の充実
②学習施設の整備	18	図書館利用の促進
	19	学習施設の充実

施策名	7 発達支援事業の充実
担当部所	親子支援課
現 状	<p>発育発達に不安や遅れがある子どもやその保護者を対象に、様々な専門職による相談等を母子保健事業で行っています。また、発育発達支援が必要な親子に対しては、発達支援事業「元気キッズ」へと継続的支援を行っています。</p> <p>発達支援事業「元気キッズ」においては、発達が気がかりな児童や障害のある児童とその保護者を対象に、年間を通じて継続的に支援を行っています。母子通園を基本とし個々の児童の障害や発達に応じた、発達を促す支援を行うと共に、その保護者には専門職による個別相談や、グループ相談を行い、保護者の育児不安の軽減等を図っています。また、元気キッズ利用児の併用先施設との連携も図っています。</p>
目 標	<p>個々の発達段階に応じた支援を行うために、療育の充実を目指し保育士、看護師、保健師、歯科衛生士等の職員の資質の向上と、医師、臨床心理士、言語聴覚士など専門職のスタッフを確保し、内容の充実を図ります。</p> <p>発達支援事業「元気キッズ」においては、たんの吸引、経管栄養などの医療的ケアの必要な子どもも含め、発達支援の観点から子どもの自立を促す支援として、可能な限り母子分離の拡充に努めます。</p> <p>さらに、親子保健担当と発達支援担当や、各関係機関との連携を深め、発達支援の充実を図ります。</p>

施策名	8 統合保育の充実
担当部所	児童福祉課
現 状	<p>成長、発達に遅れのある幼児や障害のある幼児を保育所に受け入れ、児童の健やかな成長を促しています。また、健常児にとっても、幼いころからノーマライゼーションを体験できる機会となり、お互いに協力し合い成長し合う場となっています。</p> <p>保育所では、保育士が発達支援事業（元気キッズ）と連携を図り、障害児保育の研修などを通じ、保育の資質の向上を行っています。</p>
目 標	<p>子どものころから共に遊び共に育つ保育を推進するとともに、公立保育所では、今後も障害児の受け入れを継続するとともに、障害児に対応できる保育士の育成に努めます。また、成長、発達に遅れのある幼児や障害のある幼児の私立保育園への受け入れを呼びかけていきます。</p> <p>発達支援事業（元気キッズ）と連携をとり、成長、発達に遅れのある幼児や障害のある幼児に対する適切な保育を行っていただけるよう、さらに資質の向上に努めます。</p>



施策名	9 保育施設・設備の整備
担当部所	児童福祉課
現 状	現在、公立保育所では、全ての保育所で軽度、中度の障害児の受け入れを行っています。障害児が安心安全な保育環境の中で生活できるように計画的に施設の整備を行っています。
目 標	各保育所では障害児が潤いのある環境の中で生活できるよう、逐次、施設の整備に努めます。

施策名	10 学校施設・設備等の整備・充実
担当部所	総務課、学校教育課
現 状	障害のある児童・生徒が通学する学校のトイレ、段差解消スロープ、階段の手すり、流し台等の改修を進め、身辺自立の補助をするための介助員を配置しています。
目 標	平成 20 年度に策定する人間市学校施設バリアフリー化整備計画に基づき、学校施設のバリアフリー化を計画的に推進します。

施策名	11 特別支援教育情報の提供
担当部所	学校教育課
現 状	元気キッズの保護者が小学校を見学し、市の特別支援学級の現状や就学相談の進め方について情報を得ています。また市役所の市民ギャラリーにおいて、特別支援学級児童生徒の作品展を開催しています。さらに市内小・中特別支援学級の児童生徒による学習発表会を開催し、1年間の学習の成果を発表しています。
目 標	教育研究所において特別支援教育情報を蓄積し、障害児を持つ保護者への情報の提供に努めます。

施策名	12 教育相談・就学支援体制の充実
担当部所	学校教育課
現 状	教育研究所の教育相談室において、幼児、小・中学生及びその保護者に対し、教育相談を行っています。また、年間を通して、障害児を持つ保護者からの就学相談を行い、保護者が自分の子の就学先等の指導や判断ができるように情報を提供し、教育相談を行っています。
目 標	教育研究所において、障害児を持つ保護者が早期から教育相談や就学相談を受けることができるよう体制の整備をさらに図ります。また、保育所、保育園、幼稚園、教育研究所、福祉担当者及び各中学校区のさわやか相談員等との連携協力を図り、よりよい指導体制づくりに努めます。また、共に学び共に育つ教育の実現のために、保護者及び本人の意向を十分に尊重し、就学支援を行います。

施策名	13 教職員の研修等の充実
担当部所	学校教育課
現 状	県教育委員会主催研修会、教育研究所主催研修会、特別支援学級担任者授業研究会等の研修会への参加を積極的に働きかけ、教職員の資質の向上を目指しています。また、特別支援教育担当指導主事が各学校を訪問し、教育指導を行っています。
目 標	障害児について、正しい理解と認識を深めるため、発達障害支援員、介助員への研修を実施するなど、研修等の一層の充実を図ります。

施策名	14 特別支援教育の充実
担当部所	学校教育課
現 状	小学校 7 校、中学校 2 校に特別支援学級を設置しています。LD、ADHD、広汎性発達障害等の障害を持つ発達障害児に対して、学校での生活の安全と効果的な学習を進めていくために発達障害支援員を配置しています。
目 標	発達障害、障害の種類、程度等に応じた支援が実現できるよう努めます。また、保護者及び本人の意向を尊重しながら、障害特性に合わせた配慮を行います。

施策名	15 交流及び共同学習の推進
担当部所	学校教育課
現 状	学校行事や授業において、障害のない児童生徒と障害のある児童生徒、高齢者等と活動を共にし、心豊かで思いやりのある人間の育成を図っています。 一例として、特別支援学級合同学習発表会では、狭山養護学校の児童生徒、関係保護者、及び担当の先生方等を招いてお互いの交流を深めています。また、市内の小・中学校では、特別活動を中心として運動会や体育祭に地域在住の高齢者を招待したり、昔の遊びを一緒にしたりするなど、直接的交流を推進しています。
目 標	住んでいる地域において子どものころから共に学び共に育つ教育の機会をもつとともに、特別支援学校及び特別支援学級に在籍している子どもに対して、小・中学校の通常の学級との交流・共同学習の機会を意図的・計画的に取り入れます。また、支援籍学習を推進します。

施策名	16 学校における福祉教育の充実
担当部所	学校教育課、障害福祉課
現 状	学校生活全般にわたり、また、教育課程全般にわたり総合的な学習の時間を中心に福祉教育を推進し、実践しています。
目 標	障害者に対する理解と認識を高めるため、小・中学校等において福祉教育や交流教育の推進を図ります。思春期における心の健康の重要性について、保健学習や学校保健委員会等を通して生徒・保護者に啓発していきます。また、地域の高齢者の会や自治会、社会福祉施設、民生委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員など多くの人々との連携によって、学校における福祉教育を積極的に推進します。

施策名	17 生涯学習情報の提供・相談体制の充実
担当部所	生涯学習課、公民館、青少年活動センター
現 状	教室、講座、イベントなどの学習機会やサークル活動に関する情報などを掲載した「生涯学習ガイドブック」、「いるま学びの場」、「公民館だより」を冊子等で提供し、特に「生涯学習ガイドブック」、「いるま学びの場」はホームページでも提供しています。また、各施設のホームページでも学習機会を提供しています。
目 標	障害者が公民館等の施設で実施される各種教室、講座へ参加できるよう、情報の提供、相談体制の充実に努めます。

施策名	18 図書館利用の促進
担当部所	図書館
現 状	ボランティアによる朗読テープ、点字図書の作成や資料の郵送貸出（送料無料）等を行い、視覚障害者へのサービスを実施しています。また、拡大読書機や大活字本の設置をしています。そのほか、車いすやトイレ等設備面での配慮をしています。
目 標	障害者（児）が気軽に利用できるよう施設整備の推進に努めます。また、視覚障害者に対する朗読テープ、点字図書、デイジーの整備等を図ります。

施策名	19 学習施設の充実
担当部所	生涯学習課、障害福祉課、体育課、公民館、児童センター
現 状	施設の改修、改築に合わせてバリアフリー化を進めています。
目 標	障害者（児）が安心して各施設が利用できるよう、バリアフリー化を計画的に進めます。

3 雇用・就労の促進

障害者自身の努力や意欲的な活動を実現するうえで、障害者が安心して仕事に就ける場や機会を確保することは大変重要なことであり、ひいては障害者の自立を促進することになります。

近年、障害者の雇用状況は経済状況の悪化等により厳しい状況となっており、雇用率は法定雇用率を下回っているのが現状です。

このため、障害者の就労の推進を図るため、就労支援センターを設置し、公共職業安定所等との連携を強化するとともに民間企業等での雇用促進の啓発に努めます。

また、授産活動等により障害の程度や各人の能力に合った作業訓練ができる地域活動支援センター等の支援に努めるとともに、さまざまな就労の場の確保に努めます。

(1) 雇用の促進

①障害者雇用機会の拡大	20	雇用啓発運動の推進
	21	就労支援の充実
	22	市職員への障害者の雇用促進
②職業紹介の促進	23	シルバー人材センター機能の活用

(2) 就労の促進

①障害者の職業的自立の促進	24	福祉的就労の場の支援
	25	「福祉の店」の運営支援
	26	公的業務の委託の促進
	27	施設通所者等への支援

施策名	20 雇用啓発運動の推進
担当部所	障害福祉課、商工課
現 状	厳しい経済状況の中、障害者の雇用に関する法定雇用率が十分に達成されているとは言い難い状況にあり、何よりも雇用主や周辺の理解と協力を得ることが望まれています。
目 標	9月の障害者雇用月間を中心に、商工会、工業会、繊維工業会等の団体や職業安定所、埼玉県障害者雇用サポートセンターとの連携協力により、障害者の雇用に関する研修会の開催、市報への掲載やポスターによる宣伝、標語の募集を行います。また、職業安定所との連絡調整を密にし、雇用の推進を図ります。

施策名	21 就労支援の充実
担当部所	障害福祉課、商工課
現 状	障害者自立支援協議会で障害者就労支援センターの設置に関する協議をしております。また、公共職業安定所と連携を図り、公共職業安定所の主催する障害者就職面接会や雇用、福祉サービスの一括相談窓口（ワンストップサービス）を協力して実施しています。
目 標	障害者就労支援センターを設置し、求職支援、就労継続支援、離職後の支援等を確立します。また、障害者就職面接会に積極的に参加するほか、公共職業安定所、企業、施設等と連携を図るとともに、障害者が安心して働くことができる就労環境の整備のために、民間企業等に施設の改善や助言を積極的に進めます。

施策名	22 市職員への障害者の雇用促進
担当部所	職員課
現 状	法定雇用率に対する雇用は確保しています。平成20年6月現在で市長部局2.25%、教育委員会2.75%です。
目 標	行政自ら積極的に取り組み、法定雇用率の向上はもちろんのこと、民間企業の模範となるよう障害者を職員（臨時職員含む）として雇用に努めます。また、身体障害者以外の雇用の形態等について、今後研究していきます。



施策名	23 シルバー人材センター機能の活用
担当部所	障害福祉課、商工課
現 状	シルバー人材センターにおける障害者の登録は少ないのが現状です。
目 標	障害者向けの業務を確保できるよう努めると共に、障害者の会員加入を促進します。

施策名	24 福祉的就労の場の支援
担当部所	障害福祉課
現 状	障害者が働く場として、一般企業のほかに、地域活動支援センターが設置されておりますが、事業者の経営基盤は一般企業と比べて十分とは言えません。
目 標	一般就労の困難な障害者が、指導員のもと安心して授産活動し、自立訓練ができるよう事業者の経営基盤を支援します。

施策名	25 「福祉の店」の運営支援
担当部所	障害福祉課
現 状	市役所、老人福祉センター及び健康福祉センターにおいて、障害者施設及び障害者の手作りによる物品等の展示・販売コーナー「福祉の店」を設置しており、障害者が販売に携わっています。
目 標	「福祉の店」の運営において、場の確保、販売品の購入及び販売品のPRに対して支援します。

施策名	26 公的業務の委託の促進
担当部所	障害福祉課、健康管理課
現 状	市は、市役所駐車場の管理のほか古布の分別作業や健康福祉センター館外清掃などを障害者団体等に委託していますが、公共施設における障害者の活躍の場は十分ではありません。
目 標	市庁舎や公民館などの公共施設の清掃、駐輪場の管理など公共性のある業務を障害者団体等に委託し、障害者の社会活動の参加を促進します。

施策名	27 施設通所者等への支援
担当部所	障害福祉課
現 状	地域活動支援センター（地域デイケア型・精神小規模型）に障害者が月 15 日以上通所した場合に、奨励金として月 2,000 円を支給しています。
目 標	奨励金を継続し通所意欲を促進するほか、施設での授産活動を支援するため、授産品のPRに協力します。

4 生活環境の整備

障害者の自立と社会参加を進めるためには、公共施設をはじめとする施設面のバリアフリーやユニバーサルデザイン化を推進する必要があります。

このため、県の「福祉のまちづくり条例」と市の「人にやさしいまちづくり要綱」に即した地域社会づくりを積極的に推進し、生活環境の整備に努めます。

さらに、市営住宅については、高齢者等対応仕様に配慮した整備を進めるよう検討するとともに、県営住宅等に対しても、高齢者や障害者に配慮した住宅の整備を要望してまいります。

また、障害者の屋外での移動を容易にするため、道路・歩道の整備、車いすでも乗降できる低床バスの運行、元加治駅のバリアフリー化などを推進していくとともに、万一の災害時のために、地域住民と連携した防災体制を構築し、安心して生活できる地域環境の整備に努めます。

(1) 生活場面の整備

①福祉のまちづくりの推進	28	福祉のまちづくり条例等に基づく整備
	29	人にやさしいまちづくり要綱の普及・啓発
②住宅環境の整備	30	公営住宅バリアフリー化の推進
	31	グループホームへの支援
③道路環境の整備	32	歩道等の整備
	33	道路等の整備
	34	道路等の維持・管理
	35	安全性の確保

(2) 移動手段の充実

①交通機関利用の促進	36	交通施設の整備促進
	37	バス輸送等の拡充

(3) 緊急時体制の整備

①緊急時対応の整備	38	緊急時対応の整備
	39	防災訓練・消防訓練の実施

施策名	28 福祉のまちづくり条例等に基づく整備
担当部所	障害福祉課、建築指導課
現 状	<p>公共建築物の新築や大規模改修時には、福祉のまちづくり条例に適合する建築物となるよう努めています。また、道路、公園については、計画的に整備を進めています。</p> <p>特定生活関連施設を新築などする場合には、建築指導課の窓口で届出の指導をしています。また、該当する建築物については、建築指導課を経由して、飯能県土整備事務所開発建築担当で審査しています。</p>
目 標	福祉のまちづくり条例に沿った公共建築物等の整備に努めます。また、わかりやすいパンフレット等を作成し、条例の普及、啓発に努めます。

施策名	29 人にやさしいまちづくり要綱の普及・啓発
担当部所	障害福祉課、建築指導課
現 状	<p>各催し物会場等において、チラシ等によりPRを行っています。</p> <p>対象建築物を新築などする場合には、建築指導課の窓口で届出の指導をしています。</p>
目 標	パンフレット等を作成し、窓口での配付及び市報等で内容の周知を図り、要綱の普及に努めます。また、建築指導課窓口での指導の充実に努めます。

施策名	30 公営住宅バリアフリー化の推進
担当部所	営繕課
現 状	<p>現在管理している市営住宅には、老朽化した木造住宅も多く今後建替えが必要となります。その際には、公営住宅法等に基づき国土交通省の建設基準に即した高齢者等対応仕様に配慮していきます。また、現在『市営住宅ストック総合活用計画』を策定中です。</p>
目 標	<p>平成 20 年度に作成した『市営住宅ストック総合活用計画』において、高齢者等対応仕様に配慮した市営住宅の整備を積極的に進めるよう、検討します。</p> <p>また、県営住宅についても、同様な整備を県に継続的に要望していきます。</p>

施策名	31 グループホームへの支援
担当部所	障害福祉課
現 状	<p>市内には、グループホームが2施設あります。</p>
目 標	<p>障害者の社会的自立を図るグループホームの設置及び生活ホームからグループホームへの移行を支援します。</p>

施策名	32 歩道等の整備
担当部所	道路管理課、道路整備課、都市計画課、各区画整理事務所、市民生活課、障害福祉課
現 状	<p>都市計画道路では、高齢者や障害者に配慮した整備を進めています。また、一般の市道についても歩道の整備を継続的に進めています。</p> <p>点字ブロックは、歩道幅員の広い箇所において一部設置されています。また、視覚障害者用の音声付き信号機の設置を進めています。</p>
目 標	<p>歩道等の新設、改良に際しては、高齢者や障害者に配慮した整備を積極的に推進します。</p> <p>点字ブロックや視覚障害者用の音声付き信号機の設置については、障害者の意見を障害福祉課が窓口となり伺います。</p>

施策名	33 道路等の整備
担当部所	道路管理課、道路整備課、都市計画課、各区画整理事務所
現 状	都市計画道路では、設計時点から高齢者や障害者に配慮し、継続的に整備を進めています。また、一般の市道は、実道路延長 727.0 km に対し、281.9 km が道路改良されています。
目 標	都市計画道路の安川新道線をはじめ、馬頭坂線、中神狭山台線の早期完成を目指し、継続的に整備を推進していきます。一般の市道の未改良部分についても、高齢者や障害者が安心して通行できる道路づくりを推進していきます。国道、県道については、国・県に対し高齢者や障害者に配慮した道路整備を要望します。

施策名	34 道路等の維持・管理
担当部所	道路管理課、道路整備課
現 状	不良・危険箇所については、直ちに補修工事を実施し、安全対策を施しています。不良・危険箇所の早期発見のため、全職員に道路に対する情報を求めるとともに、担当課においては、道路パトロールを実施しています。また、歩道や車道に放置された不法看板等の撤去作業を実施しています。さらに「道路情報に関する協定」により、郵便局職員による危険箇所等の情報をいただいています。
目 標	道路等の不良・危険箇所については、早期発見に努め補修工事を実施していきます。また、道路空間の確保のため、歩道や車道に放置された不法看板等の撤去作業を継続的に実施していきます。



入間市役所前交差点の点字ブロック

施策名	35 安全性の確保
担当部所	障害福祉課、道路管理課、市民生活課
現 状	<p>歩道の段差解消には、高齢者や障害者の意見を聞き積極的に改良に努めています。</p> <p>視覚障害者用音声誘導装置を市役所他 35 ヶ所に設置しています。</p> <p>点字ブロックは、市内の主要な公共施設周辺においても十分に整備されているという状況ではありません。また、バス停留所についても、移動式の物が多いため、歩道、車道を狭め歩行者の通行に支障をきたしています。</p>
目 標	<p>高齢者や障害者が安心して通行できる歩道づくりに向け、段差解消等の整備を推進します。また、バス停については、歩行者に支障のないよう、可能な限り埋め込み式のバス停留所に切り換えるようバス会社に要望していきます。さらに、視覚障害者用の音声付き信号機の増設を関係機関に強く要望していきます。</p>

施策名	36 交通施設の整備促進
担当部所	市民生活課、武蔵藤沢駅周辺土地区画整理事務所、入間市駅北口土地区画整理事務所、道路管理課、障害福祉課
現 状	<p>入間市駅周辺の駐輪場は、平成 13 年度に改修し需要を満たしております。(7,978 台)</p> <p>武蔵藤沢駅西口交通広場の整備は、平成 19 年度に完了しました。区画整理事業区域内駅周辺のバス停、タクシー乗り場は、区画整理事業の駅前広場計画で整備を進めています。</p> <p>入間市駅には、障害者や高齢者に対応したエレベーター3 機、エスカレーター2 機が設置されています。また、武蔵藤沢駅にはエレベーター4 機、エスカレーター4 機が設置されています。</p>
目 標	<p>バス停、タクシー乗り場周辺の整備に当たっては、広幅員の歩道及び歩行者専用道路の築造等による安全な公共空間の確保に努めます。また、西武線駅のバリアフリー化について事業者と調整し、元加治駅のバリアフリー化（エレベーター設置等）を推進します。</p>

施策名	37 バス輸送等の拡充
担当部所	市民生活課、障害福祉課
現 状	<p>障害者の社会参加を促進するとともに、公共施設への交通手段を確保するため車いす乗降装置のある市内循環バス（ていーろーど）を運行しています。また、高齢者や障害者が市内循環バスを無料で利用することができる特別乗車証を発行しています。</p>
目 標	<p>市内循環バス（ていーろーど）の運行経路等の改善を図り、充実に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の運行経路を基本に市民要望等を踏まえ、より利用しやすい運行経路及び停留所の位置について一部見直しを行います。 ・ 交通手段を持たない高齢者や障害者等に配慮するとともに、受益者負担を考慮した料金体系のあり方について検討を行います。 <p>また、民間路線バスについても車いす乗降装置付等の高齢者、障害者に利用しやすい車両の導入を要望していきます。</p>

施策名	38 緊急時対応の整備
担当部所	障害福祉課、警防課、防災防犯課
現 状	救急、火災通報の際、聴覚に障害のある方は、専用FAXで119番通報が可能です。また、110番通報はFAX及び電子メールによる通報が可能となっています。また、手話通訳の緊急体制も整備しています。
目 標	より迅速な対応のため、障害者本人の希望により、居住地情報を市消防用地図に入力し、緊急時の対応を整備します。また、自主防災組織等で区域内の居宅障害者、高齢者等の情報収集を行い、緊急時対応に備えます。さらに、災害時の避難所における障害者の受け入れ態勢等について検討します。

施策名	39 防災訓練・消防訓練の実施
担当部所	防災防犯課、予防課、障害福祉課
現 状	市内施設の防災訓練・消防訓練は、施設ごとに実施しています。
目 標	障害者施設での防災・消防訓練を充実するほか、市防災訓練において居宅障害者を考慮した体制づくりを行い、障害者や高齢者を想定した訓練を実施するよう推進します。また、施設職員向けの防災研修等を行い防災意識の高揚を図ります。



防災訓練の様子

5 社会参加の促進

障害者が地域社会において豊かな人間関係を形成していくためには、障害者自身が社会参加への意識の高揚を図るとともに、参加しやすい環境づくりを推進していくことが重要です。

このため、広報・講演会等を通じて精神障害や自殺についての正しい知識の普及に努める一方、ボランティア活動や福祉講習等の充実を図り、必要なマンパワーの確保を図ります。また、聴覚障害者のコミュニケーションを支援するために、手話通訳者や要約筆記奉仕員の派遣の充実に努めます。

(1) 交流事業の促進

①交流事業の充実	40	地域住民と交流の場の推進
②障害者団体への支援	41	障害者団体への支援

(2) 地域ボランティア活動の推進

①ボランティア活動の推進	42	福祉ボランティア活動の推進・支援
	43	活動の場の提供

(3) 社会参加の推進

①社会参加の推進	44	精神障害等の理解の向上
	45	コミュニケーション支援制度の充実
	46	福祉講習の充実

(4) 権利擁護の推進

①権利擁護の推進	47	成年後見制度の活用
----------	----	-----------

施策名	40 地域住民と交流の場の推進
担当部所	生涯学習課、障害福祉課、体育課、公民館、児童センター
現 状	<p>障害者週間記念事業、リサイクルフェア、生涯学習フェスティバルなどを通して障害者と健常者が交流する場を設けています。</p> <p>児童センターでは「おもちゃ図書館」を常時開館し、また、年 2 回ほど「おもちゃ図書館であそぼう」事業を実施して障害児と健常児者が交流する場を設けています。</p>
目 標	イベントや講演・講座などで障害者の参加を勧め、健常者等との交流の場を設けます。

施策名	41 障害者団体への支援
担当部所	障害福祉課、健康福祉課
現 状	<p>障害者 6 団体の活動に対する運営支援や運営費補助を行っています。また、健康福祉センター内に障害者団体の活動の場を設けています。</p>
目 標	既存の障害者団体のほか、新たな障害団体の活動の場の確保などに対する支援を行います。

施策名	42 福祉ボランティア活動の推進・支援
担当部所	障害福祉課、公民館、健康福祉課
現 状	<p>社会福祉協議会主催によるボランティア教室の中で、介護教室をはじめ、朗読、点字、手話教室等を行っています。また、健康福祉センター内にボランティアの活動の場を設けています。</p>
目 標	市民を対象としたボランティア教室の開催等、ボランティアの育成を積極的に支援します。また、ボランティア団体・NPO 等と調整を行いながらニーズに応じたサービス提供団体への支援を検討します。

施策名	43 活動の場の提供
担当部所	健康福祉課、福祉部
現 状	<p>各種障害者スポーツ大会等での障害者の活動の場を提供し、同時にボランティアの参加を呼びかけています。</p>
目 標	<p>障害者の活動の場として、自主的な活動を継続的に支援するほか、スポーツ大会や障害者の日記念事業等を市が主催し、より多くの障害者が参加しやすいようボランティアの協力を頂きながら実施します。また、公民館で障害者を対象とした事業を実施する際にボランティアの参加を呼びかけ、活動の場の提供を図ります。</p>

施策名	44 精神障害等の理解の向上
担当部所	障害福祉課、健康福祉課
現 状	<p>広報・講演会等を通じて、精神障害者や高次脳機能障害者に対する理解や、自殺についての正しい知識の普及に努めています。</p>
目 標	<p>広報・講演会等を通じて、精神障害者や高次脳機能障害者に対する理解や啓発に努めるとともに、社会問題となっている自殺についても正しい知識の普及を図ります。</p>

施策名	45 コミュニケーション支援制度の充実
担当部所	障害福祉課
現 状	聴覚障害者のコミュニケーションを支援するために、手話通訳者については入間市社会福祉協議会に、要約筆記奉仕員については埼玉聴覚障害者福祉会にそれぞれ委託し、派遣事業を実施しています。
目 標	増加する派遣依頼に確実に対応できるよう、手話通訳者・要約筆記奉仕員の養成講習等を実施します。また、手話通訳者の派遣については専任手話通訳者の体制を整備し、要約筆記奉仕員の派遣については派遣事務所の設置等について検討します。

施策名	46 福祉講習の充実
担当部所	福祉部、健康福祉課、公民館
現 状	高齢者福祉課や社会福祉協議会が各種講習会を実施しています。
目 標	福祉に係る地域活動の増進のため、福祉部、健康福祉課、公民館、社会福祉協議会が連携して各種福祉講習を開催します。

施策名	47 成年後見制度の活用
担当部所	福祉部、健康福祉課
現 状	制度に関する情報提供を行っています。
目 標	親族による申し立てができない、親族がいないなどの障害者のために、成年後見制度の情報提供を充実し、障害者が自分の意思で生活できるよう支援します。



要約筆記奉仕員養成講習会の様子

6 福祉サービスの充実

障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスとしては、全国一律で共通に提供される指定障害福祉サービス（自立支援給付）と、地域の状況に応じて市町村が独自に設定する地域生活支援事業を実施しています。これらのサービスにおいては、利用者のニーズやサービス事業者の状況等を把握して必要となるサービス量の見込みを設定し、利用者が必要とするサービスが提供できるよう努めるとともに、サービスを必要とする方が確実にサービスが利用できるよう、利用者や家族に対する適切な情報提供や相談対応ができるよう努めます。

また、各種年金・手当、生活サポートなどのサービスについても、対象者へのPRに努めるとともに、助成方法等について研究します。

(1) 障害福祉サービスの充実

①指定障害福祉サービスの実施	48	指定障害福祉サービスの実施
②地域生活支援事業の充実	49	地域生活支援事業の充実
	50	相談支援事業の充実
	51	地域自立支援協議会の充実

(2) その他のサービスの充実

①その他のサービスの充実	52	年金・手当等の充実
	53	知的障害者総合補償制度加入の促進
	54	生活サポート事業の充実

施策名	48 指定障害福祉サービスの実施
担当部所	障害福祉課
現 状	障害者自立支援法において規定されている、全国一律で共通に提供されている指定障害福祉サービスを提供しています。具体的には、居宅介護や短期入所などの介護給付、自立訓練や共同生活援助などの訓練等給付等を行っています。
目 標	利用者のニーズやサービス事業者の状況等を把握し、各サービスごとに必要となるサービス量の見込みを設定して、利用者が必要とするサービスを提供できるよう努めます。また、サービスを必要とする方が確実にサービスを利用できるよう、利用者や家族に対する適切な情報提供や相談対応ができるように努めます。

施策名	49 地域生活支援事業の充実
担当部所	障害福祉課
現 状	移動支援、日常生活用具給付等すべての市町村が行わなければならない必須事業と、訪問入浴サービス事業や日中一時支援事業等市町村が必要に応じて実施することができる任意事業を行っています。
目 標	利用者のニーズやサービス事業者の状況等を把握し、サービスごとに必要となるサービス量の見込みを設定して、利用者が必要とするサービスを提供できるよう努めるとともに、サービスの種類や内容について研究します。

施策名	50 相談支援事業の充実
担当部所	障害福祉課
現 状	平成 20 年 10 月 1 日に市役所内に障害者相談支援センター「りぼん」を開設し、福祉サービスの情報提供や権利擁護のための援助等を行っています。
目 標	個別支援会議を通じて、障害のある方が適切なサービスを受けられるようケアマネジメント体制を確立し、個別支援の充実を図ります。また、相談機関のネットワーク作りに取り組みます。



障害者相談支援センター「りぼん」

施策名	51 地域自立支援協議会の充実
担当部所	障害福祉課
現 状	定期的に全体会と専門部会を開催し、相談支援事業や就労支援事業に関する協議を行うよう運営しています。
目 標	個別支援会議の報告等からニーズの把握や課題の検討を行い、問題解決に向け提案します。また、相談支援事業等の評価、助言を行い、事業の質的向上を図ります。

施策名	52 年金・手当等の充実
担当部所	保険年金課、障害福祉課
現 状	障害年金、障害基礎年金、重度心身障害者福祉手当、難病者福祉手当等が給付されています。
目 標	年金については、有資格者が正しく制度を利用できるよう関係機関と連携しながら年金制度の普及に努め利用促進を図ります。 障害者の各種手当については、国・県等の状況に柔軟に対応し、制度の目的を達成するための効率的な助成制度となるよう、対象者・支給額等について研究します。

施策名	53 知的障害者総合補償制度加入の促進
担当部所	障害福祉課
現 状	知的障害者が加入する、本人の傷害（ケガ）と他人に対する傷害賠償（人身・物損）が受けられる総合補償制度について、加入保険料の 2 分の 1 で年額 4,000 円を上限（市民税非課税世帯については、加入保険料の 10 分の 7 で年額 12,600 円を上限）として助成しています。
目 標	対象者への P R を行い、加入の促進を図ります。

施策名	54 生活サポート事業の充実
担当部所	障害福祉課
現 状	介護者への支援として生活サポート事業者（レスパイトサービス等）を 14 施設（市内は 6 施設）で実施しています。
目 標	情報提供を充実し、介護者の交流や既存事業所の利用拡大を支援します。また、事業の目的を達成するための効率的な制度となるよう、対象者・助成方法等について研究します。

7 スポーツ・レクリエーション及び文化活動の推進

障害者がスポーツ・レクリエーション活動や文化活動に積極的に取り組むことは、障害者の社会参加や交流を促進するとともに、健康で文化的な生活を送るうえで重要な役割を果たしています。

そこで、障害者スポーツ大会開催を始め、フライングディスク教室・大会を実施するなど、障害者個々の特性に応じたスポーツの普及・促進を図ります。

また、障害者が参加しやすい教室、講座等を開催するよう努めるとともに、作品を発表できる場を新たに設けるなど、障害者がさらに文化活動に前向きに取り組むことができるよう支援します。

(1) スポーツ・レクリエーション活動の支援

①スポーツ・レクリエーション活動の支援	55	障害者スポーツ活動等の支援
---------------------	----	---------------

(2) 文化活動の支援

①文化活動の支援	56	教室、講座等への参加の推進
	57	障害者文化活動への支援

施策名	55 障害者スポーツ活動等の支援
担当部所	健康福祉課、体育課、障害福祉課
現 状	元気な入間障害者スポーツ大会の開催のほか、全国、埼玉県などの障害者スポーツ大会の参加を支援しています。
目 標	入間市障害者スポーツ大会のほか、各大会への参加支援を行います。また、障害者スポーツとして注目されているフライングディスク教室・大会等の実施により交流の場を確保するとともに、個人の特性や障害の種類・程度に応じたスポーツ競技の普及を推進します。

施策名	56 教室、講座等への参加の推進
担当部所	健康福祉課、障害福祉課、公民館
現 状	障害者が参加できる教室、講座はまだ少なく、要望に応え得る体制が整っていない状況にあります。
目 標	教育、文化、スポーツをはじめとするさまざまな分野における教室、講座等の充実に努めます。 特に、社会の変化に対応した各世代に応じた学習プログラムを開発し、障害者の要望に応える教室、講座や、障害のない方との交流の輪が広げられるような障害者が参加しやすい学習体制の整備を図ります。

施策名	57 障害者文化活動への支援
担当部所	健康福祉課、生涯学習課、障害福祉課、青少年活動センター、公民館
現 状	施設で生活している障害者は、施設のカリキュラムの中で色々な文化活動を行い、施設間の文化交流も行っています。しかし、在宅の障害者が参加し活動できる場は少ないのが現状です。
目 標	健康福祉センターで開催している「障害者の作品展」への参加や、「文芸入間」への応募・投稿の支援など、障害者の文化活動への参加を支援し、社会参加の促進を図ります。また、障害者が公民館等で行われる文化活動へも気軽に参加できるよう支援します。



入間市障害者スポーツ大会

8 広報・啓発活動の充実

障害の有無にかかわらず誰もが社会の一員として活動に参加し、相互に人格・個性を尊重し支えあう共生社会の実現を目指すとともに、自己選択と自己決定により障害者が地域で自立した生活を送るためには、障害者への情報提供をより充実させる一方、障害者に対する市民の理解と認識を深めるための取り組みが重要です。

そこで、広報活動に際しては、情報バリアフリーの推進に努めるとともに、さまざまなメディアを活用して、障害者への情報提供の充実に努めます。

また、障害者に対する市民の理解と協力を得るため、福祉講座や人権講座の充実に図ります。

(1) 広報・啓発活動の充実

①広報・啓発活動の充実	58	広報活動の充実
	59	福祉講座の充実

施策名	58 広報活動の充実
担当部所	障害福祉課、健康福祉課、広報広聴課
現 状	<p>障害福祉課では、各種サービスの概要をまとめた「障害者のしおり」を発刊しています。</p> <p>広報広聴課では、広報いるま、ケーブルテレビ放送、コミュニティーFM放送、公式ホームページ、公式モバイルサイト、広報用ビデオ等で行政情報をお知らせしています。なお、広報いるま各号は、ボランティアの協力を得て、点字や声の広報を障害者に配布しています。また、公式ホームページでは、文字拡大・色変更及び音声読み上げ等の機能を、誰もが自由に利用できるよう提供しています。</p> <p>これらの広報活動に際しては、健康福祉センター内に点訳室や録音室を設置しボランティアに対する活動支援を行い、情報バリアフリーの推進に努めています。</p>
目 標	<p>さまざまなメディアでの広報を継続し、障害のある方への情報提供に配慮します。また、広報用ビデオ制作においては、テロップを多用するなど、情報バリアフリーの推進を図ります。</p>

施策名	59 福祉講座の充実
担当部所	生涯学習課、健康福祉課、障害福祉課、公民館
現 状	<p>障害者に対する市民の理解を高めるため、福祉講座や人権講座を実施していますが、今後も継続して実施することが必要です。</p>
目 標	<p>ひとりでも多くの市民が障害者に対する偏見をなくし、理解を深めることができるよう、福祉講座や人権講座の実施回数の増加と内容の充実を図り、市民の福祉意識の向上を目指します。</p>



9 計画の推進体制

この計画は、福祉・保健医療・教育等多くの分野にわたっています。したがってその推進に当たっては、関係行政機関相互の理解と連携を図るとともに、障害者福祉審議会、障害者自立支援協議会をはじめ、社会福祉協議会、障害者団体、障害者施設、ボランティア団体、ボランティアセンター等の組織を活用し、効果的な実施を図ります。

また、行政面では市職員に対する福祉講座・研修等の実施、保健福祉専門職員の活用など、組織の整備や職員の資質の向上に努めます。

(1) 庁内推進体制の整備

①職員の意識の向上	60	市職員に対する福祉研修の充実
-----------	----	----------------

(2) 福祉マンパワーの充実

①福祉専門職員の充実	61	社会福祉職員研修の充実
	62	保健福祉専門職員の活用

施策名	60 市職員に対する福祉研修の充実
担当部所	職員課
現 状	新規採用職員を対象に社会福祉施設体験研修として平成6年度から毎年実施しています。
目 標	社会福祉に関する研修を推進するとともに、福祉に関する研修等を開催し、身体・知的・精神障害に関する知識を深め、障害者に対する理解を一層深めるよう努力します。

施策名	61 社会福祉職員研修の充実
担当部所	福祉部、健康福祉課
現 状	国、県等で実施する研修に積極的に参加し、指導技術の向上に努めています。
目 標	専門的な知識、技術習得のための研修への参加を推進し、職員の資質の向上に努めます。

施策名	62 保健福祉専門職員の活用
担当部所	福祉部、健康福祉センター
現 状	保健、福祉に関する専門職員は、健康福祉センターの他、障害福祉課、高齢者福祉課に配置されています。
目 標	各部署間の専門職員を活用するため、専門職員による連絡協議会の設置など、部署間の連携が図られるような方法について検討します。